

富山家庭裁判所委員会（第6回）議事概要

1 日時

平成18年2月24日（金）午後2時から午後4時まで

2 場所

富山家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員（五十音順，敬称略）

井加田まり，片山俊雄（委員長），佐野仁志，錢 輝，手崎政人，中野英和
平野正治，藤井邦夫，堀 昌章，宮田伸朗

(2) 事務担当者

石崎事務局長，安部首席家裁調査官，荒谷首席書記官，花井事務局次長，林
会計課長，青木総務課長，小沼総務課課長補佐

4 進行次第

(1) 委員長あいさつ

(2) 新任委員紹介及びあいさつ

(3) 意見交換

テーマ「富山家庭裁判所を利用しやすくするために－裁判所へのアクセス，
裁判所の施設，設備，ホームページの検討－」

内容は，別紙のとおり

(4) 次回テーマ

「高齢化社会における家庭裁判所の役割－成年後見制度を中心として－」

(5) 次回開催日時

平成18年6月16日午後2時から午後4時ま

(別紙)

意見交換 (■委員長 □委員 △裁判所の説明者)

■ 本日の主テーマは「富山家庭裁判所を利用しやすくするために」とした。これは、前回の委員会においてある委員から、裁判所を利用する国民から意見を聞いたかどうかという意見があり、裁判所において昨年2か月間にわたってアンケートをとったところ多くの有益な意見をいただいたという流れがあるものである。裁判所もこれまで改善できるところをいくつか実行してきたが、このアンケート結果を踏まえて、裁判所へのアクセス、施設、ホームページの三つの観点から委員の御意見を伺いたい。

まず、裁判所に来庁される際のアクセスについて、利用しやすさという点から伺いたい。

- 病院のように建物にはそれと分かる雰囲気がある。ところが裁判所にはそれがない。だから、事前の説明会の日は、よく似た建物である隣の検察庁に間違えて入ってしまった。
- 今日はバスで来ようと思って、裁判所のバス停を時刻表のホームページやバス会社の運行線のパンフから探したが、載っていなかった。
- 裁判所はバスではなく車で行くところだと思っている。バスの本数も少ないので利用しろというのが無理である。身障者も車で移動する時代である。公共交通機関は高齢者に必要があると思う。
- △ 裁判所としては、将来、裁判員制度が導入されて、そのために50人ないし100人という人（裁判員候補者）が来庁することを考えると、駐車場は限られているのでなるべく公共交通機関を利用していただきたいと思っている。
- △ 交通即決裁判で出頭者が多いときは、一般利用者の駐車確保のため、違反者用として防災センターに約150台分の駐車スペースを借りている。
- 自家用車で来たが、ナビゲーションには裁判所は表示されなかった。バス停の表示も「検察庁前」であるが「検察庁・裁判所前」になると分かりやすい。
- △ バス会社に依頼して、本年1月から、最寄りの「検察庁前」バス停において、「裁判所はこちらです。」という趣旨の車内アナウンスをしてもらっている。
- 地方裁判所、家庭裁判所と簡易裁判所は、建物が同じでも入口は別々と思っていたので、入るときに家庭裁判所の入口を探してしまった。

- △ 利用者アンケートでも、どの建物か分かりにくいという意見があったので、昨年11月に、庁舎構内正面入口に縦1.6メートル、横幅60センチメートルの青地に白で「裁判所」と表示した看板を、高さ3.6メートルの位置に設置した。
- 裁判所の看板を設置したというが、車で建物に入るときは気が付かなかった。照明をつけることによって、「裁判所はここです。」ということをして、県民に対して潜在的に知らせるという方法もある。
- 私も間違えて大きな道路沿いにある隣の検察庁の方に入ってしまったが、検察庁にもそれと分かる看板はない。あれば、そこは裁判所ではないと分かるから、間違えて入ることもない。
- 次に、利用しやすい施設、設備を実現するためにはどうしたらよいかという点について伺いたい。
- 身障者のうち杖を利用する者には手すりが必要となるが、手すりが無い。視覚障害者や聴覚障害者に対する配慮も必要であり、また、身障者用の駐車場も必要である。
- △ 身障者用の駐車場は正面玄関の左右に2台分あり、守衛もその案内を心掛けている。身障者用のトイレは法廷棟1階に1箇所ある。洋式トイレは事務棟2階に男女各1箇所しかないが、3月までに1階と3階にも男女各1箇所、計4箇所を増設する予定である。また、点字ブロックは、裁判所構内入口から玄関まで表示してあるが、3月中に来庁者が利用するすべての階段前に点字ブロックを敷設する予定である。
- 待合室から調停室に案内するときに、例えば201号室を1号室と省略して呼んでいるが、これは一般の人には分かりにくい。また、2階の申立人待合室は狭いので、改善できるものであればお願いしたい。
- △ 昨年のアンケート結果を参考にして、待合室や調停室に、近くの小学校から借りた生徒の絵や書を展覧して、少しでも柔らかな雰囲気になるようにした。
- △ 事件部では、利用者のプライバシーを配慮して、1月から、待合室にいる利用者に対しては、あらかじめ入っていただく調停室を伝えておいた上で、調停室に案内する際には、名前ではなく「〇号調停室の方」という呼び方をしている。また、込み入った相談の場合には、受付ではなく別室で対応するようにしている。
- 今後、裁判所を利用する高齢者が増えると思うが、廊下に何かつかまる物がな

いと歩きにくい。

- △ 手すりをつけられるものかどうか検討したい。ただし、裁判所は廊下の両側に小部屋が多くてドアもあるので、長い手すりは構造上むつかしいかもしれない。
- 待合室は清潔感があるが、カーペットを敷いて柔らかい雰囲気になると利用者の気持ちが和むのではないか。
- カーペットにするのは衛生上の問題もあるのではないか。
- これまで取り上げた観点以外で御意見はあるか。
- 国際交流センターでは外国人から相談をよく受けるが、言葉が分からないので裁判所に行けないとか通訳をどうして捜せばいいか分からないという人がある。だから、夫から暴力を受けたことで相談にきた場合でも、今のところ家庭裁判所は紹介しないで、ほかの機関を紹介している。国際交流センターでは通訳の紹介はしていないが、裁判所に外国人の申立てはあるか。
- △ 日本語に通じない人が申立てに来られて支障があった例はほとんどない。それは、日常会話程度ができる方か、できない場合は日本語が分かる人が付き添ってくるのがほとんどだからと思う。また、裁判所では日本語を使うということになっているところ、現場では利用者に不便のないようにと考えているが、窓口には外国語で表記した申立書等は置いていないし、外国語に堪能な職員を養成することも富山のような規模の裁判所では難しい。
- ホームページによる情報発信の在り方について御意見を伺いたい。
- 裁判所にホームページがあるということを県民は知っているのだろうか。
- 利用者アンケートによれば、ホームページを見たことがある人は9パーセントと少ない。インターネットの利用者と、家裁の利用者がマッチしているのかどうか。年齢層によっては、パンフレットという手段の方が良いということもある。
- 司法への国民の参加という点からは次世代教育が重要と思うが、その観点から児童生徒向けのものがあるとしてもよいのではないか。
- △ 裁判員制度ウェブには、「裁判員制度 for キッズ」のサイトがあるが、これ以外に子供向けのものはない。
- 今後は、子供たちにも、中高生あたりからアクセスしてもらい、裁判所に対する理解を深めてもらうことも必要になってくると思う。
- 裁判所のホームページの案内図には、弁護士会館も表示してほしい。